

意見書案第4号

平成26年3月17日提出

提出者 松山市議会議員 杉村千栄

宮内智矢

小崎愛子

平成26年3月20日 否決

「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書について

「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書を次のとおり提出する。

記

「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書

先の臨時国会において自民・公明政権は、「特定秘密の保護に関する法律」を強行可決させた。

同法では、「特定秘密」について、「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としている。しかし、その範囲が明瞭ではなく、広範にすぎること。秘密の期限が事実上無期限となっていること。国会議員による国政調査権や証人喚問をも制限していること。秘密の取得は最高10年の懲役、また「未遂、教唆、扇動」も処罰の対象となることに対して、多くの国民が懸念を抱いている。

同法案に対し、国会における審議の過程でも、地方公聴会や、参考人質疑では、自民党推薦者を含む公述人や参考人からも反対、慎重審議を求める声が上がった。

また同法が成立した現在も、国民、各界・各層の団体、さらに国際社会から、懸念の声が上がり続けている。この間、秘密保護法の廃止等を求める地方議会の決議や意見書は100件を超えている。

よって、国民の知る権利を著しく侵害し、日本国憲法と相容れない特定秘密保護法を撤廃するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

防 衛 大 臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全・少子化対策・男女共同参画）